## みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、みやぎ蔵王山麓に所在する温泉地の観光振興に資するため、県以外の者が、別記みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を利用する際の手続き等について、必要な事項を定める。

(ロゴマークの利用に関する権限)

第2条 ロゴマークの利用に関する一切の権限は、宮城県大河原地方振興事務 所に属する。

(利用の申請・届出)

- 第3条 ロゴマークを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク利用申請書(様式第1号)により、あらかじめ宮城県大河原地方振興事務所長(以下「所長」という。)の承認を受けなければならない。
- 2 みやぎ蔵王温泉郷を構成する宿泊施設,商工関係団体,観光協会,国及び 市町村が,ロゴマークを利用するときは,前項の規定にかかわらず,利用開 始後1か月以内にみやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク利用届出書(様式第2号)に より,所長へ届け出なければならない。

(利用の承認)

- 第4条 所長は、前条第一項に規定する申請があった場合は、その内容を審査 し、利用の目的が観光振興に寄与すると認めるときは、申請を承認し、申請 者へ通知するものとする。
- 2 ロゴマークの利用の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、所長は 承認しないものとする。
  - (1) みやぎ蔵王温泉郷の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
  - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (3) 特定の個人, 政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を 与え, 又は与えるおそれのあるとき。
  - (4) この規程に従わないおそれがあるとき。
  - (5) その他承認することが不適当と認められるとき。

(利用承認の条件)

第5条 所長は、利用承認のために必要があると認めるときは、ロゴの利用方 法その他について、条件を付することができる。

(承認・届出内容の変更)

- 第6条 ロゴマークの利用の承認を受けた者が、承認された内容を変更して利用しようとするときは、みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク変更申請書(様式第3号)により、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
- 2 ロゴマークの利用の届出をした者が、届け出した内容を変更した場合は、 みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク変更届出書(様式第4号)により、変更後1か 月以内に所長へ届け出なければならない。

(利用上の遵守事項)

- 第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) ロゴマークを利用する権利を第三者に譲渡、転貸しないこと。
  - (2) 提供された画像を第三者に譲渡しないこと。
  - (3) 提供された画像を変更しないこと。
  - (4) 承認又は届け出された用途にのみ利用すること。
  - (5) その他所長が付した条件に従って利用すること。

(利用の取消)

- 第8条 所長は、ロゴマーク利用に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができるものとする。
  - (1) 利用者が、この規程に違反した場合
  - (2) 利用者が、利用承認に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請又は届け出した内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) その他ロゴマークの利用継続が不適当であると認められた場合

(利用料)

第9条 利用料は,無料とする。

(利用期間)

第10条 利用期間は、承認又は届け出の属する年度の翌々年度末を超えては ならない。ただし、更新は妨げない。 (損失補償等の責任)

第11条 所長は、ロゴマークの利用に起因する損失補償等について、一切の 責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月21日から施行する。

みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク

